

退職に伴う返戻金

求職者が、自己都合により、または就業規則違反等の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、紹介手数料について、次のとおり、退職日から30日以内に甲に返戻することとする。

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 1カ月未満で退職した場合 | 50%に相当する額 |
| (2) 3カ月未満で退職した場合 | 30%に相当する額 |

但し、求人者側の帰責性により短期退職することとなった場合は、前条に定める返戻は行わないこととする。

熊本市中央区出水1-7-54
アトラススタッフセンター